

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和6年3月21日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 内田・渡辺
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7階/南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

現在、外国人旅行者等の免税購入対象者が、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場（いわゆる免税店）において、免税対象物品を一定の方法により購入した場合には消費税が免除されています。免税対象物品とは、輸出するために購入される物品のうち通常生活の用に供する物品（金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は対象外）であり、①一般物品（家電、バッグ、衣料品等）で5千円以上のもの②消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品等）で5千円以上50万円以下のものをいいます。この外国人旅行者向け免税制度は、外国人旅行者等が土産品等を国外へ持ち帰ることは、実質的に輸出と同じであり、国外で消費されるものについては消費税を課税しないという趣旨から設けられています。したがって、出国時に税関へ旅券を提示し、適正に国外へ持ち帰ることが前提となっていますが、近年、免税品の日本国内での転売が横行したり、上記の金額基準を超える高額購入者が税関検査を逃れ消費税を脱税しているのが現状です。そこで令和7年度税制改正では、免税購入対象者にも今まで免除されてきた消費税を一旦払ってもらい、出国時に持ち出しが確認された場合に消費税相当額を返金する「リファインド方式」へと見直されました。

2. 見直しの内容

(1) 免税成立時期の明確化

原則として購入時に免税はなく、免税購入対象者は、免税店での購入から90日以内に出港地の税関長に旅券等を提示して確認を受け、国外に持ち出さなければ免税となりません。税関長は輸出物品販売場に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供します。

(2) 高額商品を特定するための情報の提供

税抜100万円以上の免税品については、すり替え防止のためにシリアルコード、ブランド名、型番等の情報を国税庁へ提供することとなります。

(3) 輸送に関する取扱い

免税店での購入後に、郵便局等から免税品を国外へ配送する「別送」については、不正利用が横行している状況であり、また、リファインド方式における税関での持ち出し確認も困難となることから、リファインド方式の導入を待たずに令和7年3月31日をもって廃止されます。免税店で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す「直送」については、従来の方式に変えて輸出免税制度により消費税を免除することが出来ます。

(4) 免税販売要件の見直し

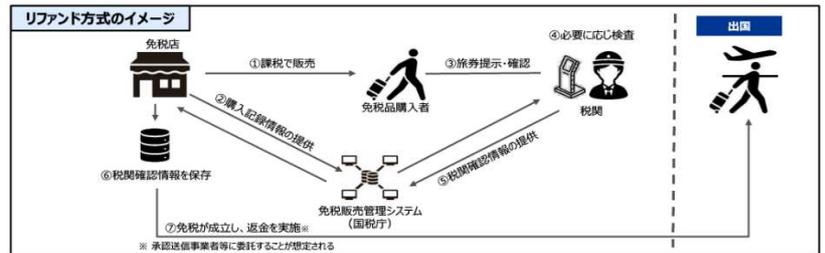
外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分、特殊包装が廃止されます。また、免税店が販売する際に通常生活の用に供するものであるか否かの判断が不要となります。金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとされます。

(5) 輸出物品販売場の許可要件の見直し

一般型免税店（自店舗で免税手続きを行う免税店）と委託型免税店（ショッピングモール、商店街等の免税手続きを代理させる免税店）の区分が廃止されます。また、委託型免税店において免税手続きを委託できる範囲（特定商業施設：建物ごと、商店街ごと）の縛りを緩和し、免税店で購入した日と同一の日に免税手続きできるカウンター（承認免税手続き事業者）に対して、免税手続きの委託ができることとなります。

3. まとめ

現在、外国人旅行者等は空港の制限エリア内（税関出国検査場）で旅券を提示しますが、今後は一般エリアにキオスク端末等を設置して手続きを行うことが想定されます。さらに、空港内の専用Wi-Fiエリア内でのオンライン手続や自動チェックイン機と連携ができるよう調整が進められています。リファインド方式は令和8年11月より適用開始予定です。



■ 現行の免税販売要件

種別	免税対象限度額	対象物品	特殊包装
一般物品	5千円～	通常生活の用に供する物品	不要
消耗品	5千円～50万円	通常生活の用に供する物品	必要

一般物品と消耗品の区分を撤廃	消耗品の上限額(50万円)を撤廃	通常生活の用に供するかどうかの要件を撤廃	特殊包装を撤廃
----------------	------------------	----------------------	---------

※ 区分撤廃に伴い、下限額も区分せずに判定することとなる。

出典：国土交通省「外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）について」